

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構がその事務及び事業に関し
温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める実施計画
(農研機構 GHG 排出削減実施計画)

令和 8 年 3 月 16 日

農研機構

「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画」(令和 7 年 2 月 1 8 日閣議決定)および「農林水産省がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める実施計画」(令和 7 年 9 月 3 日農林水産省)等に基づき、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構(以下「農研機構」という。)が自ら実行する具体的な措置に関する実施計画を以下のとおり定める。

第一 対象となる事務及び事業

本計画は、原則として、農研機構が行う全ての事務及び事業を対象とする。

第二 実施計画の期間

本計画は、2026 年度から 2040 年度までの期間を対象とする。

第三 温室効果ガスの総排出量に関する目標

本計画に盛り込まれた措置を着実に実施することにより、2013 年度を基準として、農研機構の事務及び事業に伴い直接的又は間接的に排出される温室効果ガスの総排出量を 2030 年度までに 50%削減、2035 年度までに 65%削減、2040 年度までに 79%削減することを目標とする。

この目標は、取組の進捗状況や温室効果ガスの排出量の状況などを踏まえ、一層の削減が可能である場合には適切に見直すこととする。

第四 温室効果ガスの排出実態

農研機構は、対象期間の各事業年度終了後、当該年度の事務及び事業に伴い排出された温室効果ガスの総排出量の推計を行い、公表する。

第五 措置の内容

1 温室効果ガスの排出の抑制を考慮した試験研究の実施

農研機構の研究業務を実施するに当たっては、業務に支障のない限り、居室や実験

設備、施設の集約を徹底し、効率的利用と光熱水量等の削減に努める。また、農研機構が保有する建築物の適切な維持管理を実施し、建築物の長寿命化を図る。研究計画の策定や研究の実施に際しては、省エネルギーの観点を考慮するよう努める。

ほ場での栽培管理では、環境配慮技術の積極的な活用を図り、特に農研機構が開発した技術や資材を率先して取り入れる。また、スマート農機の積極的導入による農作業の省力化、高能率化、高精度化を図り、燃油や施肥量の削減に取り組むとともに、水田の適切な水管理や家畜の適正な飼養による温室効果ガスの排出抑制に努める。

2 再生可能エネルギーの最大限の導入に向けた取組

農研機構が保有する建築物及び土地について、太陽光を始めとした再生可能エネルギーの最大限の導入を率先して計画的に実施するため、以下の措置を進める。

(1) 太陽光発電の最大限の導入

農研機構が保有する建築物及び土地における太陽光発電の最大限の導入を図るため、以下の整備方針に基づき進め、2030年度には設置可能な建築物（敷地を含む。）の約50%以上に太陽光発電設備が設置され、2040年度には100%設置されることを目指す。その際、PPAモデル¹の活用も検討する。

なお、設置可能でないと判断された場合には、その理由を整理するとともに、技術開発等を踏まえ適時適切に見直しを行う。

ア 農研機構が新築する本館施設等の建築物における整備

農研機構が新築する本館施設等の建築物について、その敷地も含め、日射条件や屋上を避難場所とするなど他の用途との調整等を考慮しつつ、太陽光発電設備を最大限設置することを徹底する。

イ 農研機構が保有する既存の本館施設等の建築物及び土地における整備

農研機構が保有する既存の本館施設等の建築物及び土地については、その性質上適しない場合を除き²、太陽光発電設備の設置可能性について検討を行い、太陽光発電設備を最大限設置することを徹底する。

ウ 整備計画の策定

¹ PPAモデル：事業者が需要家の屋根や敷地に太陽光発電システムなどを無償で設置・運用して、需要家が発電した電気を設置した事業者から購入し、電気使用料を事業者に支払うビジネスモデル等を想定している。需要家の太陽光発電設備等の設置に要する初期費用がゼロとなる場合もあるなど、需要家の負担軽減の観点でメリットがあるが、当該設備費用は電気使用料により支払うため、設備費用を負担しないわけではないことに留意が必要。

² 早期の売却を予定している土地、当該土地の用途から太陽光発電設備の設置が明らかに困難な場合など、設置可能性について検討を行うまでもなく設置が困難であることが明らかな場合をいう。

これまでの整備計画の達成状況と今後の本館施設等の新築及び改修等の予定も踏まえ、原則としてア及びイに基づく太陽光発電の導入に関する整備計画を策定し、計画的な整備を進める。

(2) ペロブスカイト太陽電池の率先導入

今後、社会実装のフェーズに入るペロブスカイト太陽電池は、従来型の太陽電池では設置が困難な耐荷重性の低い屋根や建物の壁面等への導入が可能となることから、社会実装の状況（生産体制、施工方法の確立等）を踏まえ、保有する建築物等への導入を目指すこととする。

(3) 蓄電池・再生可能エネルギー熱の活用

太陽光発電の更なる有効利用及び災害時のレジリエンス強化のため、蓄電池を積極的に導入する。

また、地域や用地を問わず利用可能な地中熱や太陽熱、循環型社会の形成に貢献するバイオマス熱、積雪地域に無尽蔵に存在する雪氷熱等の再生可能エネルギー熱を使用する冷暖房設備や給湯設備等を可能な限り幅広く導入する。

3 建築物の建築、管理等に当たっての取組

官公庁施設の建設等に関する法律（昭和 26 年法律第 181 号）、国家機関の建築物及びその附帯施設の位置、規模及び構造に関する基準（平成 6 年 12 月 15 日建設省告示第 2379 号）、国家機関の建築物及びその附帯施設の保全に関する基準（平成 17 年 5 月 27 日国土交通省告示第 551 号）、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成 22 年法律第 36 号）、建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準（平成 24 年経済産業省・国土交通省・環境省告示第 119 号）及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成 27 年法律第 53 号。以下「建築物省エネ法」という。）等の適切な実施を踏まえつつ、以下の措置を進める。

(1) 建築物における省エネルギー対策の徹底

ア 建築物を建築する際には、省エネルギー対策を徹底し、温室効果ガスの排出の削減等に配慮したものとして整備する。

イ 低コスト化のための技術開発や未評価技術の評価方法の確立等の動向を踏まえつつ、今後予定する新築事業については原則 ZEB Oriented 相当以上とし、2030 年度

までに新築建築物の平均で ZEB Ready 相当となることを目指す³。また、2030 年度以降については、建築物の特性や技術開発状況等を踏まえつつ、更に高い省エネルギー性能を目指す。

ウ 断熱性能の高い複層ガラスや樹脂サッシ等の導入などにより、建築物の断熱性能の向上に努める。また、増改築及び大規模改修時においては、建築物省エネ法に定める省エネルギー基準に適合するよう、省エネルギー性能向上のための措置を講ずるものとする。

エ 本館施設等に高効率空調機を可能な限り幅広く導入するなど、温室効果ガスの排出の少ない設備の導入を図る。

オ 業務用エアコン・業務用冷蔵冷凍機器について、冷却性能の低下などの異常の認められる段階に至る前に早期に冷媒の漏えいを発見することによって、余分な電力消費や温室効果ガス排出を削減するため、常時監視システムの率先的な導入に努める。

カ 気象状況等を考慮し、空調の設定温度にこだわることなく、本館施設等における適切な室温管理⁴を図る。また、使用していないエリアの空調停止や送風機による空気循環、服装の工夫など、省エネルギー行動も併せて実践する。

キ 建築物の規模・用途等を踏まえ、省エネルギーに資する燃料電池やコージェネレーションを積極的に導入する。

ク 温室効果ガスの更なる削減に向けて、燃料使用からの温室効果ガス削減に向けた取組を進めていく必要がある。燃料使用量削減に資する省エネルギー等の取組を進めるとともに、本館施設等の建築物における燃料を使用する設備について、脱炭素化された電力による電化や、カーボンニュートラルな燃料へ転換すること等の取組を進める。

³ ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）：50%以上の省エネルギーを図った上で、再生可能エネルギー等の導入により、エネルギー消費量を更に削減した建築物について、その削減量に応じて、①『ZEB』（100%以上削減）、②Nearly ZEB（75%以上 100%未満削減）、③ZEB Ready（再生可能エネルギー導入なし）と定義しており、また、30～40%以上の省エネルギーを図り、かつ、省エネルギー効果が期待されているものの、建築物省エネ法に基づく省エネルギー計算プログラムにおいて現時点で評価されていない技術を導入している建築物のうち 1 万㎡以上のものを④ZEB Oriented と定義している。

⁴ 人事院規則 10-4（職員の保健及び安全保持）（昭和 48 年人事院規則 10-4）及び事務所衛生基準規則（昭和 47 年労働省令第 43 号）において、執務室の気温等に関する基準が示されていることに留意が必要。

ケ 設備におけるエネルギー損失の低減を促進する。

コ 大規模な本館施設等から順次、省エネルギー診断を実施する⁵。診断結果に基づき、エネルギー消費機器や熱源の運用改善を行う。さらに、施設・機器等の更新時期を踏まえ高効率な機器等を導入するなど、費用対効果の高い合理的な対策を計画し、実施する。その際、ESCO⁶の活用を検討する。

サ エネルギー管理の徹底を図るため、大規模な本館施設を中心に、ビルのエネルギー管理システム（BEMS）を導入すること等によりエネルギー消費の見える化及び最適化を図り、施設のエネルギー使用について不断の運用改善に取り組む。効率的な運用改善の取組を促進するため、BEMSにより把握した施設のエネルギー消費量等のデータ及び活用結果をホームページにおいて公表する等、情報公開を図る。

（2）建築物の建築等に当たっての環境配慮の実施

ア 建築物の運用時に加え、以下の取組を始め、建築物の資材製造から解体（廃棄段階を含む。）に至るまでのライフサイクル全体を通じた温室効果ガスの排出の削減に努める。

（ア）温室効果ガスの排出削減等に資する建築資材等を選択する。

（イ）建築資材や建設廃棄物等について、温室効果ガスの排出削減等に資する方法での輸送に努める。

（ウ）温室効果ガスの排出の少ない施工の実施を図る。

（エ）HFCを使用しない断熱材の利用を促進する。

（オ）業務用エアコンの冷媒に用いられているHFCについて、機器使用時の冷媒の漏えいを監視するとともに、機器廃棄時にHFCを適切に回収する。

（カ）建設廃棄物の抑制を図る。

（キ）脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律に基づき、本館施設等における木材の利用に努め、併せて木材製品の利用促進、木質バイオマスを燃料とする暖房器具等の導入に努める。

イ 雨水利用・排水再利用設備等の活用により、水の有効利用を図る。

ウ 「建築物における木材の利用の促進に関する基本方針」（令和3年10月1日木材利用促進本部決定）に基づき、建築物について、計画時点において、コストや技術

⁵ 政府実行計画等を踏まえつつ、農研機構においては、延床面積等が大規模な本館施設等に対し実施するほか、これに限らず、抽出した代表的な施設に対して実施する。

⁶ 事業者が、省エネルギーを目的として、庁舎の供用に伴う電気、燃料等に係る費用について当該庁舎の構造、設備等の改修に係る設計、施工、維持保全等に要する費用の額以上の額の削減を保証して、当該設計等を包括的に行う事業。

の面で木造化が困難であるものを除き、原則として全て木造化を図り、また、高層・低層に関わらず、国民の目に触れる機会が多いと考えられる部分を中心に、内装等の木質化を図ることが適切と判断される部分について、内装等の木質化を推進する。

また、国等による環境物品等の調達等の推進等に関する法律の基本方針に基づき、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 48 号）に則して合法性が確認された木材又は間伐材（以下「合法木材等」という。）での木造化及び内装等の木質化に取り組む。

さらに、土木工事の実施に当たっては、合法木材等を利用した工事を積極的に推進する。

エ 敷地内の緑化や保水性舗装を整備し、適切な散水に努める。

（3）新しい技術の率先的導入など 2050 年ネット・ゼロを見据えた取組

民間での導入実績が必ずしも多くない新たな技術を用いた設備等であっても、高いエネルギー効率や優れた温室効果ガス排出削減効果等を確認できる技術を用いた設備等については、率先的導入に努めるなど、脱炭素化に向けた取組について具体的に検討し、計画的に取り組む。

4 財やサービスの購入・使用に当たっての取組

財やサービスの購入に当たっては、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）及び国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成 19 年法律第 56 号）に基づく環境物品等の調達等を適切に実施し、利用可能な場合には、共同調達の実施や、シェアリング・サブスクリプションなどのサービスの活用も検討しつつ、また、その使用に当たっても、温室効果ガスの排出の削減等に配慮し、以下の措置を進める。

（1）電動車の導入

農研機構の事業用車については、代替可能な電動車⁷がない場合等を除き、新規導入・更新については 2022 年度以降全て電動車とし、ストック（使用する事業用車全体）でも 2030 年度までに全て電動車とする。現時点では代替可能な電動車がない場合であっても、対象期間内に新たな技術が実装され、代替可能となった場合には電動車とする。

また、事業用車等の効率的利用等を図るとともに、事業用車の使用実態等を精査し、台数の削減を図る。

⁷ 電動車：電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車。

(2) LED 照明の導入

本館施設等の LED 照明の導入割合を 2030 年度までに 100%とする。また、原則として調光システムを併せて導入し、適切に照度調整を行うとともに、必要な照明のみ点灯すること等によりエネルギー使用量の抑制を図る。

(3) 再生可能エネルギー等の脱炭素電源由来の電力調達の推進

ア 2030 年度までに農研機構で調達する電力の 60%以上を再生可能エネルギー電力とする。なお、この目標（60%）を超える電力についても、更なる削減を目指し、排出係数が可能な限り低い電力の調達を行うことを推奨する。

イ 2030 年度以降について、再生可能エネルギー電力を 60%以上調達した上で、2040 年度においては、民間部門の脱炭素電源の調達状況を考慮しつつ、調達する電力の 80%以上を脱炭素電源由来の電力とするものとし、目標達成に向け、調達する電力の排出係数の低減に継続的に取り組む。

(4) 省エネルギー型機器の導入等

ア エネルギー消費の多いパソコン、コピー機等の OA 機器及び電気冷蔵庫等の家電製品等の機器を省エネルギー型のものに計画的に切り替える。

イ 機器の省エネルギーモード設定の適用等により、待機電力の削減を含めて使用面での改善を図る。

(5) GX 製品⁸の率先調達

GX 製品が従来製品に比べて市場で高く評価され、市場で選ばれる環境整備が必要であることから、電動車の導入を始めとして、農研機構の事務及び事業における率先調達に取り組む。

(6) その他

ア 自動車利用の抑制等

(ア) ウェブ会議システムの活用やテレワークによる対応も含め、職員の自動車利用の抑制・効率化に努める。

(イ) 通勤時や業務時の移動に、鉄道、バス等の公共交通機関や自転車の利用を推進する。

⁸ ここでは、企業の脱炭素投資によって生み出された製品単位の温室効果ガス排出削減量（自社内の排出量を削減した製品単位の排出削減量（削減実績量）や、自社の製品・サービスを通じて原材料調達から製造、使用、廃棄、リサイクルに至るまでのライフサイクル全体で排出削減された製品単位の排出削減量（削減貢献量））のより大きいもの、ライフサイクル全体を通しての温室効果ガス排出量（カーボンフットプリント）のより小さいものについての価値に着目し、これらを総称することとする。

イ 節水機器等の導入等

水多消費型の機器の買換えに当たっては、節水型等の温室効果ガスの排出の少ない機器等を選択することとし、更新に当たって計画的に実施する。

ウ リデュースの取組やリユース・リサイクル製品の率先調達

温室効果ガスの排出の削減等に寄与する製品や原材料の選択・使用を図るべく、物品の調達に当たっては、ワンウェイ（使い捨て）製品の調達を抑制し、リユース製品及びリユース可能な製品並びにリサイクル材や再生可能資源を用いた製品を積極的に調達する。特にプラスチック製の物品の調達に当たっては、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号）にのっとり、プラスチック使用製品設計指針に適合した認定プラスチック使用製品を調達する。

エ 用紙類の使用量の削減

用紙類の使用量を削減するため、ペーパーレス化を推進し、会議等資料の電子媒体での提供、業務における資料の簡素化、両面印刷、情報共有システムの更なる活用等を行うこととする。

オ 再生紙の使用等

間伐材パルプ及び古紙パルプ配合率のより高いコピー用紙類の調達割合の向上等を計画的に実施する。また、その他の紙類等については、合法木材等や再生紙を使用した紙又は森林認証材パルプ配合率及び間伐材等パルプ配合率のより高い紙の使用を進める。

カ 合法木材等、再生品等の活用

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）、「農林水産省木材利用推進計画」（令和4年4月改訂）等に基づき合法性が確認された木材又は間伐材等の木材や再生材料等から作られた物品など、温室効果ガスの排出の削減等に寄与する製品や原材料の選択、使用を計画的に実施する。

キ エネルギーを多く消費する自動販売機の設置等の見直し

敷地内に設置された自動販売機の省エネルギー化を行い、HFCを使用しない機器及び調光機能、ヒートポンプ、ゾーンクーリング等の機能を有する省エネルギー型機器への変更を促す。

ク フロン類の排出の抑制

- (ア) 業務用ヒートポンプ給湯器、路面の融雪設備などについて、自然冷媒などの低GWP冷媒を使用する製品を率先して導入する。
- (イ) 施工不良を原因とする冷媒漏えいを確実に防止するため、冷媒にHFCを使用す

る業務用冷蔵冷凍機器・業務用エアコンの設置時には、冷媒配管について気密試験を実施する。

- (ウ) 業務用エアコン・業務用冷蔵冷凍機器の管理に当たっては、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成 13 年法律第 64 号）に基づいて、機器の点検や点検記録等の保存を行う。同法に基づいて 1 年間の使用時漏えい量を算定した上で、1000 t（CO₂ 換算）を超えてしまった場合には農林水産大臣に報告をする。
- (エ) 点検記録等の保存に当たっては、冷媒管理システム（RaMS）を活用するなど、電子化に取り組むよう努める。
- (オ) 冷媒に HFC を使用する業務用エアコン・業務用冷蔵冷凍機器の廃棄時には、機器の撤去を委託した外部業者と調整して機器内の冷媒回収に必要な作業環境・作業時間を十分に確保の上、同法の基準にのっとり冷媒回収を徹底する。
- (カ) 庁舎や研修施設などにおいて、家庭用エアコンとして製造・販売されている製品を使用・廃棄する場合には、当該製品が特定家庭用機器再商品化法（平成 10 年法律第 97 号）の適用対象となることを踏まえて、同法にのっとり適切な回収が確実になされるように処理する。具体的には、買換え後の新しい製品を購入する小売業者などに廃棄する古い製品の引取りを依頼して、特定家庭用機器廃棄物管理票（家電リサイクル券）の写しの交付を受ける。

ケ 電気機械器具からの六ふっ化硫黄（SF₆）の回収・破壊等

廃棄される電気機械器具に封入されていた SF₆ について、回収・破壊等を行うよう努める。

コ CO₂ 吸収型コンクリートの活用

CO₂ 吸収型コンクリートについて、率先調達に努める。

5 その他の事務・事業に当たっての温室効果ガスの排出の削減等への配慮

(1) 廃棄物の 3R+Renewable

- ア 本館施設等から排出される廃棄物及び廃棄物中の可燃ごみについては、第五次循環型社会形成推進基本計画（令和 6 年 8 月 2 日閣議決定）、廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（令和 5 年環境省告示第 49 号）等にとり 3R（発生抑制（Reduce）、再使用（Reuse）、再生利用（Recycle））+Renewable（バイオマス化・再生材利用等）の徹底を図り、サーキュラーエコノミー（循環経済）を総合的に推進する。
- イ 本館施設等から排出されるプラスチックごみについては、「プラスチック資源循環戦略」（令和元年 5 月 31 日）に掲げるマイルストーンの実現に向けて、プラスチッ

クに係る資源循環の促進等に関する法律にのっとり、排出の抑制及びリサイクルを実施し、リサイクルを実施することができない場合には熱回収を実施する。

ウ 特に、会議運営の庶務を外部業者に委託する場合には、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（令和7年1月28日閣議決定）にのっとり、飲料提供にワンウェイのプラスチック製の製品及び容器包装を使用しない。

エ 食品ロスの削減に向け、食品ロス削減に関する職員への啓発や災害用備蓄食料のフードバンク等への寄附等の取組を行う。

（2）農研機構主催等のイベントの実施に伴う温室効果ガスの排出等の削減

農研機構が主催するイベントの実施に当たっては、省エネルギーなど温室効果ガスの排出削減や、J-クレジット等を活用したカーボン・オフセットの実施、廃棄物の分別、減量化などに努めるとともに、リユース製品やリサイクル製品を積極的に活用する。また、農研機構が後援等をするイベントにおいても、これらの取組が行われるよう促す。

（3）農研機構の事務・事業における Scope3 排出量⁹への配慮

農研機構の事務及び事業において、Scope3 排出量へ配慮した取組を進めるとともに、その排出量の削減に努める。

6 ワークライフバランスの確保・職員に対する研修等

（1）ワークライフバランスの確保

計画的な定時退所の実施による超過勤務の縮減、休暇の取得促進、テレワークの推進、ウェブ会議システムの活用等、温室効果ガスの排出削減にもつながる効率的な勤務体制の推進に努める。

（2）職員に対する地球温暖化対策に関する研修の機会の提供、情報提供

職員の地球温暖化対策に関する意識の啓発を図るため、地球温暖化対策に関する研修、講演会等の積極的な実施を図る。

（3）「デコ活」（脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動）¹⁰を通じた職員に対する脱炭素型ライフスタイルの奨励

職員に、太陽光発電や電動車の導入を始めとするデコ活アクションの実践など、脱

⁹ 直接排出量（Scope1）、エネルギー起源間接排出量（Scope2）以外の組織のサプライチェーンにおける事業活動に関する間接的な温室効果ガス排出量。

¹⁰ 2050年カーボンニュートラルの実現に向け、国民の行動変容、ライフスタイル転換を後押しするための国民運動。

炭素型ライフスタイルへの転換に寄与する取組を促す。

第六 推進体制の整備と実施状況の評価・点検

本計画の推進・点検については、資産・環境管理委員会において行い、点検結果を役員会で報告するものとする。また、本計画は、点検結果又は地球温暖化対策計画の見直し等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。